

## 公益社団法人 日本技術士会近畿本部 機械システム部会 規約改正

### (名称)

第1条 この部会は、近畿本部機械システム部会という。本部会は公益社団法人日本技術士会近畿本部におく。

### (目的)

第2条 この部会は、機械・システムに関する技術情報・製品情報その他有用な情報を交換し、会員相互啓発の実をあげるとともに、会員相互の協業化の原点となる協調への土壌を培うことを目的とする。

### (組織)

第3条 この部会は、下記の者で構成される。

1. 部会長 1名
2. 副部会長 若干名
3. 統括本部部会との連絡担当幹事 1名
4. 幹事 若干名（監査役及び会計担当幹事を含む）
5. 相談役 若干名（部会長と副部会長の経験者、他）

機械システム部会の対応する技術部門以外の人や近畿本部以外に所属する人も相談役と称し機械システム部会の運営に協力を願う。

上記、部会長、副部会長、監査役、会計担当幹事、統括本部部会との連絡担当幹事が代表幹事として隔月に代表幹事会を開催する。

6. 会員 公益社団法人日本技術士会の会員、準会員を以って構成とし会員と称する。

### (選任・任期)

第4条 部会長は、会員の中から互選する。近畿本部長が近畿本部役員会の承認を得て選任する。部会長は会員の中から幹事を選任し、幹事の中から統括本部部会との連絡担当幹事、監査役および会計担当幹事を選任する。部会長の任期は1期2年として3期までとする。部会長以外については任期をもうけない。

### (任務・分担)

第5条 部会長は、部会を代表し、部会の運営を総括する。会計担当者は、部会の会計事務を行う。監査は年度末に会計監査を行なう。副部会長と幹事は部会長を補佐し、部会の活動を円滑に運営するために部会の任務を分担する。相談役は大所高所から部会活動全般へのアドバイスを行う。

(部会・例会)

- 第6条 部会は、幹事会により決定された年間計画に従い通常例会及び特別例会をもつ。
- 例会開催に当たっては、日本技術士会近畿本部のホームページで告知し、会員に対しては例会開催の通知をe-mailにより行う。通常例会と特別例会の開催回数に制限を加えない。通常例会は、機械・システムに関する情報交換・討論・研究のほか、技術情報交換・プロデュース方式による専門技術の提供の場とする。特別例会は外部講師の招聘による講演会、科学・技術に関連した施設や企業等の見学会、他の部会等との共催による講演会とする。部会は近畿本部の機械部門、船舶・海洋部門、航空・宇宙部門、金属部門、資源工学部門、原子力・放射線部門の会員で構成される。
- 但し、例会の参加者資格には制限を加えない。会員外が例会に参加する際には下記の参加費を徴収する。

(会費)

- 第7条 部会は、通常部会・例会（研修会）に参加する費用で以って賄い入会金及び年間参加費は徴収しない。例会（研修会）の参加会員からは次の金額を徴収する。
1. 正会員（日本技術士会会員） ¥1,000
  2. 非会員については都度例会（研修会）参加費 ¥2,000
  3. 特別例会は別途その目的に対応する費用を参加費として徴収する。
  4. 別途費用が発生する場合には、予め例会案内により告知する。
  5. 納入した参加費は原則として返還しない。

(会計年度)

- 第8条 本部会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。次年度の最初の例会で会計報告を行なう。

(規約の改定)

- 第9条 本部会規約の改廃は、幹事会の出席者の2/3以上の賛同を得て決定する。

(雑則)

- 第10条 本規約外の事項については部会長の承認を得て実施する。

(付則)

制定：平成16年3月6日                      改訂：平成21年3月7日  
改訂：平成23年1月8日                      改訂：平成23年9月1日  
改訂：平成24年2月20日                    \*1 改訂：平成25年3月20日  
改定：平成28年1月12日

\*1：地域組織の設置運営に関する規則の第24条（技術部門別組織）変更に伴う改訂。

公益社団法人 日本技術士会近畿本部  
機械システム部会  
部会長 飯野 勝彦  
以上

【別記表1】

近畿本部における技術部門別組織とその技術部門の対応

名称	対応する技術部門
機械システム部会	機械部門、船舶・海洋部門、航空・宇宙部門、金属部門、資源工学部門、原子力・放射線部門